

● 今月の経営チェックポイント

- 平成 27 年分所得税確定申告・納税の開始です。(2月16日(火)～3月15日(火)まで)
※振替納税をご利用の方は、4月20日(水)が振替日になります。
- 平成 27 年分贈与税申告・納税の開始です。(2月1日(月)～3月15日(火)まで)
- 個人事業者の平成 27 年分消費税・地方消費税の確定申告・納税の開始です。
(3月31日(木)まで)
※振替納税をご利用の方は、4月25日(月)が振替日になります。
- 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付期限月です。(2月29日(月)まで)
- 2月、3月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 今月の祝日は、11日(木)が建国記念の日です。

● 着眼点

マイナス金利

税理士 田中彰

日本銀行の黒田総裁がマイナス金利に踏み切るとのニュースを受け、数名の方から「これはどういうことなのか」というご質問を頂きました。日本銀行は同行の当座預金に各金融機関が預けている資金に対し保管手数料のような形で徴収するというものです。金融機関が資金を引出し企業への貸し出しや株の購入に振り向けさせる政策です。

企業は低い金利で資金を調達できるので、設備投資など積極的な展開を進めることが期待され、日銀や政府は景気の高揚に繋げる狙いがあります。株高が期待され、ドルの金利に対し円の金利が低いので、円安に向かうと予想されます。

1月31日付の日経新聞では、1月の対ドル為替や株価の乱高下など混乱した経済状況でありましたが、2月は金融緩和策により円安・株高が進行しひとまず収束に落ち着くだろうとの記事が掲載され、今年度末までに1ドル117円から125円、日経平均株は1万6000円から2万円との見方が示されていました。

借入限度の目安として、年商以上の借入は難しいと思いますが、保証協会の一般枠が1社につき8,000万円と別枠でさらに8,000万円まであります。借入が容易な情勢ではありますが、借りたら利息や保証料を付けて返さなければなりません。利息や保証料の率より利益の率が上回らなければなりません。また、1年間の返済額を考えれば、それ以上に1年の利益を上げなければなりません。経営計画を立てた上で、借入に臨みましょう。

●愛車の選択

平成 27 年の税制改正で初年度登録から 13 年を超える自動車について、自動車税が 15% もアップしています。この理由としては「古い車は環境負荷が大きい」つまり国は古い車は環境に悪いから増税する、ということです。京都市では 10 月から「しまつのこころ条例」が施行されました。「なるべくゴミを出さないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換」を目的としているとのこと。ゴミを出さないよう愛車を乗り続けるか、地球環境のため・税金のため新車に買い替えるか。皆さまはどちらを選ばれますか。

(文責 中澤 里美)

●国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等及び公的年金等について、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける居住者は、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出し、又は提示しなければならないこととされました。

扶養親族が 1 年以上留学される場合などは、上記の書類が必要となる場合がありますので、注意が必要です。

詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/kokugai/index.htm>

(文責 竹次 貴)

●成年後見制度について

成年後見制度とは判断能力の不十分な方を保護し、不利益を被らないよう支援する制度です。

最近、テレビ・新聞等のニュースを見ていると高齢者の方の悪徳商法や詐欺による被害が非常に多いようです。時代の急激な変化や巷に氾濫しているカタカナ文字等には私たちでも戸惑うこともしばしばです。病気や年齢により判断能力が十分でない方を守るために家庭裁判所に申し立てをし、支援してくれる後見人を選任します。後見人は親族や第三者が選任される場合もあります。

後見人は本人の代わりに様々な手続きや契約等をしたり、本人がした契約等の取消をする事ができます。後見人は本人の心身や生活状況に気をつけながら、本人の財産管理等を行っていきます。

成年後見制度の申立は本人の住所地の家庭裁判所に、本人、配偶者、4 親等以内の親族等が行います。

大きな被害を被る前にこの様な制度を利用するのも良いのではないのでしょうか。

(文責 田中 恵子)